

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月28日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第7号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則（昭和61年佐賀県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p>          <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(行政職給料表の9級の職員に相当する職員)</u></p> <p><u>第1条の2 県職員給与条例第8条第1項及び学校職員給与条例第10条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則(昭和33年佐賀県人事委員会規則第12号)別表第1に掲げる支給区分(以下「管理職手当の区分」という。)が1種である職にある職員に限る。)</u>とする。</p> <p>(扶養親族の範囲)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>(行政職給料表の8級の職員に相当する職員)</u></p> <p><u>第2条の2 県職員給与条例第8条第3項及び学校職員給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p><u>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u></p> <p><u>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(管理職手当の区分が2種である職にある職員に限る。)</u></p>

改正前	改正後
<p data-bbox="286 384 376 416">附 則</p> <p data-bbox="232 480 712 512">この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p data-bbox="1160 256 2029 368"><u>(3) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(管理職手当の区分が2種である職にある職員に限る。)</u></p> <p data-bbox="1211 384 1301 416">附 則</p> <p data-bbox="1160 432 1323 464"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1128 480 1671 512">1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p data-bbox="1160 528 1682 560"><u>(平成32年3月31日までの間の読替え)</u></p> <p data-bbox="1128 576 2029 887">2 <u>平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第3条第1項中「県職員給与条例第9条第1項」とあるのは「佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号)附則第4条の規定により読み替えられた県職員給与条例第9条第1項」と、「学校職員給与条例第11条第1項」とあるのは「佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第41号)附則第3条の規定により読み替えられた学校職員給与条例第11条第1項」とする。</u></p> <p data-bbox="1160 903 1827 935"><u>(行政職給料表の8級以上の職員に相当する職員)</u></p> <p data-bbox="1128 951 2029 1222">3 <u>佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第40号)附則第4条第3項により読み替えられた県職員給与条例第8条第3項の人事委員会規則で定める職員及び佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年佐賀県条例第41号)附則第3条第3項の規則により読み替えられた学校職員給与条例第10条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</u></p> <p data-bbox="1160 1238 2029 1310"><u>(1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの</u></p> <p data-bbox="1160 1326 2029 1398"><u>(2) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの(管理職手当の区分が2種である職にある職員に限</u></p>

改正前	改正後
	<p>る。)</p> <p>(3) <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(管理職手当の区分が1種又は2種である職にある職員に限る。)</u></p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。